

## 入曽地区の中学校を統廃合した場合の効果及び課題点

	効 果	課 題 点
入間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小規模校（平成 23 年度/9 学級）が解消される。</li> <li>○ 耐震補強や老朽化に対応するためのコストを節減することができる。</li> <li>○ 比較的新しい校舎に移ることができる（入間中建設年/昭和 40 年）。</li> <li>○ 比較的大きな敷地を有する学校に移ることができる（入間中敷地面積/10,631 m<sup>2</sup>）。</li> <li>○ 「入間」の呼称がなくなるため、入間市と紛らわしいとの指摘のあった問題が解消される。</li> <li>○ 第一種低層住居専用地域としての公売あるいは民間での利用が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入間小出身の生徒が統廃合を再び経験することになる。</li> <li>● 第一種低層住居専用地域であるため、跡地利用や施設の建設に制限がある。</li> </ul>
山王中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小規模校（平成 23 年度/10 学級）が解消される。</li> <li>○ 市街化調整区域であるが、公的な施設を建てることは可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 30 以上の普通教室を有する校舎が失われる。</li> <li>● 比較的大きな学校敷地（31,885 m<sup>2</sup>）が失われる。</li> <li>● 平成 22 年に耐震補強工事を実施しているため、校舎を解体した場合には費用対効果の面で問題がある（国庫補助金の一部返納が生じる可能性あり）。</li> <li>● 市街化調整区域であるため、原則として開発行為等が制限される。</li> </ul>
入間野中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小規模校（平成 23 年度/9 学級）が解消される。</li> <li>○ 市街化調整区域であるが、公的な施設を建てることは可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和 63 年に建設された比較的新しい校舎（新耐震基準）であるため、解体した場合には費用対効果の面で問題がある。</li> <li>● 入間小出身の生徒が統廃合を再び経験することになる。</li> <li>● 市街化調整区域であるため、原則として開発行為等が制限される。</li> </ul>